



## 入札（見積）結果公表台帳

211  
別紙

### 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者。
- ③ 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に、十分な電源を確保していること。
- ④ 適正な電力供給のための体制が確立しており、需給約款等が整備されていること。
- ⑤ 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成29年度の調整後二酸化炭素排出係数については、0.525未満であること。
- ⑥ 入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に京都府及び城陽市の指名競争入札において指名停止とされていないこと。
- ⑦ 入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
  - i 資本関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
    - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ii 人的関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - iii その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記の i 又は ii と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑧ 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。